

## [ 事案 18-11 ] 入院給付金請求

- ・平成 18 年 12 月 11 日 裁定申立受理
- ・平成 19 年 11 月 14 日 裁定終了

### < 事案の概要 >

自転車の転倒事故で入院し入院給付金を請求したところ、入院の必要性がないとの理由で災害入院給付金が支払われなかったことを不服として、裁定申立てがあったもの。

### < 申立人の主張 >

平成 17 年 7 月 15 日、自転車で移動中に駐車場入口を閉鎖していたチェーンに気付かず引っかかって転倒し、同月 25 日に他院受診の後に A 整形外科を受診し(診断名は右下腿左足関節部打撲傷、右肋骨軟骨折、左頸肩症候群、左大腿部疼痛)、医師の指示により翌 26 日から同年 10 月 23 日まで同外科に 90 日間入院した。

そこで、保険会社に入院給付金を請求したが、入院を必要とする傷病の存在が認められないとの理由により支払対象外との回答があったが、医師の判断のもと入院治療したのだから、納得できない。また、他の生保会社からは全額支払われており、支払対象となる日数相当分の入院給付金全額を支払って欲しい。

### < 保険会社の主張 >

申立人の傷害の内容、治療経過について事実の確認をするとともに、外部医師の意見を聴取のうえ精査した結果、以下の理由等により、申立人の入院の全期間が当該保険約款に定める「入院」の定義を満たしていないと判断されるので、申立人の申出に応ずることは出来ない。

なお、支払審査においては事実確認を適切に行ったと考えており、他社の判断についてはコメントできない。

- (1) 請求原因となった傷病名のうち、下腿、足関節打撲傷、肋骨軟骨折については、通常、入院加療を必要としない。本件では、右下腿、左足関節についてはレントゲン撮影さえもされておらず、右肋軟骨については骨折も確認されておらず、入院の必要性は全く認められない。
- (2) 左頸肩症候群、左大腿部疼痛の治療内容は SSP、間欠牽引、投薬であり、特に入院を必要とする治療は実施されていない。入院当初より、車椅子、歩行器、松葉杖の使用はなく、洗面、排便、入浴、食事等の日常生活の介助を要していなかった。
- (3) 7 月 15 日に事故に遭い同月 26 日からの入院であり、かつ入院当日よりシャワーが許可され、牽引が実施され、急性期を既に脱していたと判断でき、入院治療の必要性は認められず、精査目的、安静目的としても C T , M R I 等の精査は実施されていない。

### < 裁定の概要 >

申立書、答弁書およびカルテ等の証拠にもとづいて審理を行った結果、以下のとおり、本件における入院の必要性、相当性を客観的に認めるに足りる証拠はなく、その認定は困難であり、約款の災害入院給付金の請求要件を満たす事実を認定することが出来ず、申立てには理由がないものと判断し、裁定手続きを終了した。

a) 本件における検査は、単純レントゲン撮影のみであり、MRI・CT 等の撮影あるいは

神経学的検査もされておらず、しかも入院初日から牽引をし、シャワーの使用も許される等、それほど重篤な状態とは判断できない。

b)治療内容も、内服薬の投薬、外用薬の使用、間歇的な牽引及び理学療法のみであり、かつ、著しい疼痛の記載もなく、記録上からは通院治療で十分足りる程度のものであり、入院の必要性・相当性を客観的に認めるに足りる証拠はない。

しかも、保険会社から医師への入院の理由に関する質問に対し、医師は「分からない。本人が休みたかったのだろう」と回答したとあり、かかる事実も医師の入院の指示が、約款の予定する客観的な入院の必要性、相当性の存在の推定を否定する事実というべきである。

c)本件の入院を必要とする特段の事由について、当審査会において医師への質問状を作成のうえ申立人に交付し医師の回答を待ったが、申立人から提出されなかった。